特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甘楽町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

甘楽町 町長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 介護保険に関する事務						
②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険の被保険者資格の取得・喪失、要介護及び要支援の認定、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う					
③システムの名称	介護保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳ファイル・受給者台帳ファイル・賦課台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表第一 第68の項

・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等につい関する法律別表第一の主務

省令で定める事務を定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠):93,94の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

甘楽町総務課行政係

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

0274-74-3132

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

甘楽町健康課介護保険係 連絡先 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1 0274-67-5182

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上50万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	13年4月1日 時点				
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	:書]			<選択肢>1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	公表日	平成31年3月8日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8条 別表第二	事後	番号法の改正(令和3年法律 第37号)による修正
令和3年9月1日	示·訂正·利用停止請求 請求	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3131(内線213)	甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3132	事後	
令和3年9月1日		甘楽町総務課行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 0274-74-3131(内線213)	甘楽町健康課介護保険係 甘楽町大字白倉1395-1 0274-67-5182	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月8日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月8日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	